

交通局働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

平成28年12月5日

28川交庶第677号

(設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱（28川総人第1082号）第7条第1項の規定に基づき、交通局働き方・仕事の進め方改革推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通局職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 交通局職員の働き方及び仕事の進め方への意識改革に関すること。
- (3) その他交通局職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、交通局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、企画管理部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画管理部職員課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

自動車部長
企画管理部庶務課長
企画管理部職員課長
企画管理部職員課担当課長
企画管理部経営企画課長
企画管理部経理課長
自動車部管理課長
自動車部運輸課長
自動車部安全・サービス課長
自動車部塩浜営業所長
自動車部鷺ヶ峰営業所長